

令和6年度
創業者支援ハンドブック

高山市商工労働部
雇用・産業創出課

はじめに

このハンドブックは、高山市で新たに事業を始めようとする方のために、必要となる手順や予備知識を簡単にまとめたものです。

情熱とアイデアに溢れた皆さんが、このハンドブックを手に様々な課題をクリアし、夢を実現し、大きく成長されることを願って作成いたしました。

高山市は、皆さんの熱い思いを応援します！

目次

1. 創業前にチェックすべき内容 1 ページ

2. 事業計画について 7 ページ

- ① 事業計画とは？
- ② 事業構想について
- ③ 具体的な事業内容について
- ④ 資金計画表について
- ⑤ 損益計画表について

3. 創業に関する基礎知識 17 ページ

- ① 売上目標の設定について
- ② 事業形態について
- ③ 許認可手続きについて
- ④ 各種届出について
- ⑤ 確定申告について

4. 支援体制のご紹介 24 ページ

5. 各種支援制度のご紹介 25 ページ

- ① 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業について
- ② 特定創業支援事業補助金について
- ③ 高山市の融資制度について
- ④ 岐阜県の融資制度について
- ⑤ 日本政策金融公庫国民生活事業の新規開業ローンについて
- ⑥ その他の支援事業について

6. 関係機関の連絡先 47 ページ

1. 創業前にチェックすべき内容

次の項目について、YESがいくつになるかチェックしてみましょう。

① 創業の動機は明確ですか？

	項目	チェック	
1	どんな目的で何をやりたいのかがハッキリしていますか？	YES	NO
2	その事業を選んだ理由は明確ですか？	YES	NO
3	創業する時期は適当ですか？	YES	NO

POINT

動機がしっかりしていなければ、創業後のさまざまな困難を乗り越えていくことはできません。

下の表に書き出し、自分自身で確認してみましょう。

なぜ創業しようと決意したのか？（創業の動機）
<u>目的</u>
<u>やりたいこと</u>
<u>理由</u>
<u>時期</u>

② 創業する事業について経験や知識はありますか？

	項目	チェック	
4	創業する事業について、実務経験がありますか？	YES	NO
5	経営ノウハウ（知識・技術）は習得できていますか？	YES	NO
6	マーケティング（どんな商品、サービスをいくらで、どうやって販売したいのかの仕組み）を十分に検討しましたか？	YES	NO

POINT

技術・技能・ノウハウなどの修得には、経験が何よりも重要です。

未経験の分野での成功はなかなか難しいので、経験者の雇用や協力等、経験不足を補う方が必要です。

③ 事業を継続していく自信はありますか？

	項目	チェック	
7	持病など健康面での心配は無いですか？	YES	NO
8	長期的な資金繰りの見通しは立っていますか？	YES	NO
9	関係する法律等について幅広い知識はありますか？	YES	NO

POINT

事業を継続していくためには、法律、経理、税務、労務など幅広い知識のほか、強い意志、努力、体力が不可欠です。

④ 家族の理解はありますか？

	項目	チェック	
10	あなたの志や情熱は伝えましたか？	YES	NO
11	家族と過ごす時間に影響がある可能性について、一緒に検討した上で理解してもらえましたか？	YES	NO

POINT

創業後は、定時になれば仕事が終了というわけにはいかないことや、休暇も十分にとれないということも想定されます。また、次々と起こる経営上の問題に対応していく必要もあります。

困難な状況になった時、あなたを支えてくれるのは家族です。家族に十分に説明をし、理解を得て協力をお願いしましょう。

⑤ 創業する場所や設備は決まっていますか？

	項目	チェック	
12	事業を経営していく上で適した場所ですか？	YES	NO
13	顧客の立場で考えたときに、事業に適した場所といえますか？	YES	NO
14	事業を行う上で必要となる設備は明確になっていますか？	YES	NO
15	家賃等の費用負担は、事業を継続する上で負担にならない程度の金額ですか？	YES	NO

POINT

業種によっては、どこで創業するのが重要になります。

一般消費者を相手にする事業であれば、実際に自分の目でその場所の通行量を確認することも重要です。例えば、朝・昼・晩の各時間帯でどれだけ違うかなどの視点で確認すると意外な傾向が掴めるかもしれません。

一般的に立地条件の良い場所は費用負担が重いので、採算が合うかを慎重に検討しましょう。

また、立地条件にマッチした商品やサービスの提供についても検討してみましょう。

⑥ 受注先や従業員は確保できますか？

項目		チェック	
16	受注先、仕入先の人脈・信用はありますか？	YES	NO
17	事業に必要な人材は確保できますか？	YES	NO
18	人件費は、事業を継続していくことが可能な範囲の金額ですか？	YES	NO

POINT

受注先、仕入先を確保できるかどうかは、勤務時代に培った人脈・信用が大きく左右します。

また、優秀な人材を採用するためには、何らかの魅力づくりが必要です。

事業が軌道に乗るまで、人件費は重い負担となりますので、家族労働やアルバイト、人材派遣会社などの活用も検討してみましょう。

⑦ セールスポイントはありますか？

項目		チェック	
19	同業の他社にはない独自性や新規性がありますか？	YES	NO
20	そのセールスポイントは、顧客のニーズがありますか？	YES	NO
21	ターゲットとなる顧客層は明確ですか？	YES	NO

POINT

商品、サービス、技術またはそれらを提供する方法などに、顧客を惹きつける何らかの特色を出せるかを検討しましょう。

創業後も、時代の流れや顧客のニーズを敏感に感じ取り、常に工夫し続けていくことが大切です。

下の表に書き出し、自分自身で確認してみましょう。

あなたの行う事業のセールスポイントは何ですか？
<u>事業の特徴、セールポイント</u> <u>顧客のニーズ</u> <u>ターゲットとする顧客層</u>

⑧ 売上高や利益などを予測してみましたか？

項目		チェック	
22	売上高と利益を予測してみましたか？	YES	NO
23	必要な資金がいくらになるのか試算してみましたか？	YES	NO
24	売上（収入）を多めに、費用（支出）を少なめに見積もっていませんか？	YES	NO

POINT

売上高や利益の予測は、甘い見通しになりがちなものです。
同業他社の実績など、裏付けのある数字に基づいて検討してみましょう。

⑨ 事業を継続していくための資金は準備していますか？

項目		チェック	
25	事業のために蓄えている自己資金はありますか？	YES	NO
26	借入を検討している資金の返済額は、事業を継続していくことが可能な範囲の金額ですか？	YES	NO
27	行政の補助金等の活用は検討していますか？	YES	NO

POINT

事業を早めに軌道に乗せるためには、借入金は少ないに越したことはありません。借入金の返済負担は、事業の採算性や健全性を損ねることがあります。

創業を思ったら、まず着実に自己資金を蓄えることから始める、という堅実な姿勢が大切です。

また、資金の借入に際しては、保証人や担保が必要な場合がありますので、あらかじめ検討しておいた方が良いでしょう。



⑩ 事業計画がしっかり出来ていますか？

		項目		チェック	
28	具体的な事業の内容について、第三者に説明できますか？	YES	NO		
29	売上や仕入、利益などの「損益計画」は、十分に予測シミュレーションしましたか？	YES	NO		
30	「事業計画書」としてまとめてみましたか？	YES	NO		

POINT

自分の描く事業のイメージを具体的に文字や数字で確かめることで、自分のやりたいことが実現可能な事であるのかを分析することが大切です。

事業計画書は、借入の際の説明資料としても必要であり、社内外の関係者の理解や協力を集める上でも強力なツールとなります。

⇒ YESの数を合計し、下の表を参考にしてください。

YESの数	診断結果
30	創業の準備は万全です！
20 ~ 29	もう少し準備しましょう。
0 ~ 19	まだまだ準備が必要です。



2. 事業計画について

① 事業計画とは？

事業計画とは、自分の夢（創業）を実現するための『具体的な行動』を明確にしたものです。頭の中に描いている創業のイメージを、『事業計画書』として文字や数字で書面にまとめることによって、更に明確になります。

しっかりと調査・分析をした上で作成された事業計画書は、自分自身にとっては事業への理解を深める大きな武器となり、社内外の関係者からは理解と協力を集める強力なツールとなります。

事業計画書を作成するにあたり、まずは、次の図で自分の創業のイメージを固めましょう。

オーナー（あなたです！）		
経営資源	クオリティ（質）	数（量）
ヒト	資格・能力・経験	適正人数
カネ	カネの質 （資金の入手源泉）	資金量
モノ	モノの質 （購入・リース・レンタル等）	保有台数

◎ オーナー及び経営者について

- ① オーナーは自分だけですか？共同出資者はいますか？
- ② 経営者は自分自身ですか？共同経営者はいますか？

◎ ヒトについて

- ① パートナー又は片腕はいますか？
- ② 社員には、どのような人材が何人必要ですか？
- ③ パート・派遣社員の活用は可能ですか？

◎ カネについて

- ① 最初にかかる設備資金はどのくらい必要ですか？
- ② 毎月かかる運転資金はどのくらい必要ですか？
- ③ 自己資金はどのくらいありますか？
- ④ 親・兄弟など身内からの援助はありますか？
- ⑤ 金融機関から借入できる金額はいくらですか？

◎ モノについて

- ① 店舗（事務所・工場等）は必要ですか？
- ② 店舗の改装はどのようにしますか？
- ③ どのくらいの設備が必要ですか？

以上の内容について、イメージしたものを文字や数字にまとめたものが事業計画書です。
事業計画書は、次の4つの構成で作成します。

- (1) 事業構想
- (2) 具体的な事業の内容
- (3) 創業時の資金計画表
- (4) 損益計画表

⇒ では、次のページから、4つの構成ごとに実際に作成してみましょう！

ここまで読んでみて、しっかりとした事業計画書が作成できるのか不安に感じている方もいらっしゃるのではないのでしょうか？

高山商工会議所、及び市内の各商工会では、事業計画書の作成等について、個別支援やセミナーを行っていますので、お気軽に下記の連絡先までお問い合わせください。

機関名	電話番号	住 所	担当地域
高山商工会議所	0577-32-0380	天満町 5-1	高山
高山北商工会	0577-72-4130	国府町広瀬町 886-1	丹生川、国府、上宝
高山南商工会	0577-52-3460	久々野町無数河 570-1	久々野、朝日、高根
高山西商工会	0577-53-3112	一之宮町 3575-1	清見、莊川、一之宮

② 事業構想について

次ページの記入例を参考にして、実際に記入してみましょう。

の事業計画書		(1) 事業構想
① 創業の動機		
② 事業の概要		
③ 市場の環境		
④ 事業の将来目標		
⑤ 事業の課題		

<記入例>

パン屋の開業を目指す高山太郎さんの場合

高山 太郎 の事業計画書	(1) 事業構想
① 創業の動機	
・ 皆においしくて健康に良いパンを食べてほしい。	
・ (株)ABCパン店に8年間勤務した経験を活かして、自分の店を持ちたい。	
② 事業の概要	
・ 令和X年の創業を目標に、メロンパンとカレーパンに特化したパンの専門店を目指す。	
・ メロンパンとカレーパンの2種類しかないが、いろいろなバリエーションにする。	
③ 市場の環境	
・ パン屋は飽和状態であり、かなりの数の競合店があるが、メロンパンとカレーパンに特化した専門店はあまりない。日本人には、メロンパンとカレーパンは比較的好きだという人が多いので、かなりの顧客のニーズが見込まれる。	
④ 事業の将来目標	
・ 車によるパンの移動販売、インターネットによる販売等、販売拡大を目指す。	
・ 「メロンパンとカレーパンを語る会」を開催し、パンの良さを広めたい。	
⑤ 事業の課題	
・ パンを焼く機械の購入資金がない。	
・ 経営者としてやっていけるか不安である。	

③ 具体的な事業内容について

次ページの記入例を参考にして、実際に記入してみましょう。

の事業計画書	(2) 具体的な事業内容
① 事業の内容	
② 事業の特色（セールスポイント）	
③ 販売計画	
④ 仕入計画	
⑤ 設備計画	
⑥ 要員計画	

<記入例>

パン屋の開業を目指す高山太郎さんの場合

高山 太郎 の事業計画書	(2) 具体的な事業内容
① 事業の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 様々なトッピングがあるメロンパンとカレーパンに特化した専門店を創業する。・ メロンパンは、健康に配慮したよもぎやゴーヤなどのバリエーションを揃える。・ カレーパンは、インド風、激辛、甘辛、薬膳カレーなどのバリエーションを揃える。
② 事業の特色（セールスポイント）	<ul style="list-style-type: none">・ メロンパンとカレーパンの様々な種類を提供するとともに、添加物のない天然酵母を使ったパン生地であることをアピールする。
③ 販売計画	<ul style="list-style-type: none">・ 販売のターゲットは、10代の学生から30代のOLやサラリーマンまでとして、昼食やおやつになるメニューを考える。・ 客単価は、500円程度に抑える。
④ 仕入計画	<ul style="list-style-type: none">・ パン生地に天然酵母を使用するので、原価は50%程度となっても仕方がない。・ パン生地の仕入先は、知り合いに当てがある。
⑤ 設備計画	<p>(店舗)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 販売ターゲットの客層から考えて、駅近辺に出店する。・ 厨房は8坪、店内7坪で、15坪の店舗を探す。・ 家賃は月20万円、保証金は100万円程度に抑える。 <p>(機械・改装費等)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 機械は中古で500万円程度のものを購入する。・ 内装は明るく清潔感のある店舗にする。
⑥ 要員計画	<ul style="list-style-type: none">・ 妻の高山花子が片腕として経理、総務面をサポートしてくれる。・ 販売や営業は全員パートスタッフで運営する。

④ 資金計画表について

創業にあたって資金がいくら必要で、それをどう調達するか検討することを「資金計画」といいます。
創業のために必要となる資金とその調達方法について、次ページの記入例を参考にして、実際に記入してみましょう。

(単位：万円)

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	1	店舗（工場）など （内訳）	自己資金 （内訳）	
			その他（親・兄弟 etc）から の借入額 （内訳・返済方法）	
	2	機械装置・備品など （内訳）		
運転資金		開業に必要な商品の 仕入代金・経費の 支払資金など	金融機関からの借入金 （内訳・返済方法）	
合 計			合 計	

<記入例>

パン屋の開業を目指す高山太郎さんの場合

(単位：万円)

必要な資金		金額	調達の方法	金額	
設備資金	1	店舗（工場）など （内訳）	自己資金 （内訳）		
		店舗の保証金 （契約書のとおり）	預貯金	600	
	2	内装工事費 （A B社見積りのとおり）	300	その他（親・兄弟 etc） からの借入額 （内訳・返済方法）	
		機械装置・備品など （内訳）		父親 （当面返済猶予）	200
2	機械装置（中古） （C D社見積りのとおり）	500	金融機関からの借入金 （内訳・返済方法）		
	器具備品 （E F社見積りのとおり）	200	日本政策金融公庫 （別紙明細あり）	600	
運転資金		開業に必要な商品の 仕入代金・経費の 支払資金など	300		
合計		1,400	合計	1,400	

各合計額は必ず一致させてください。

⑤ 損益計画表について

「これから始める事業はどれくらいの利益がでるのか？」という点について、見込みを立てることを「損益計画」といいます。

見込みを立てる際は、「経営環境」、「業界事情」、「設備能力」、「価格の推移」などを加味した上で、総合的に検討することが大切です。

ひと月あたりの損益について、次ページの記入例を参考にして、実際に記入してみましょう。

(単位：万円)

	創業当初		メモ
	当初	3年後	
売上高①			売上予測高
売上原価②			原価率で概算計算
売上総利益③ (①—②)			
経費	人件費		
	家賃		
	減価償却費⑥		
	〇〇費		その事業で重要な経費
	その他		
経費合計④			
利益⑤ (③—④)			

利益⑤			
減価償却費⑥			
返済可能額⑦ (⑤+⑥)			

↑ ↓ ココを比較! ↑ ↓

借入金返済額⑧			
----------------	--	--	--

POINT 1

個人事業の場合、事業主の給与は経費になりません。

したがって、利益⑤から捻出することになりますので、返済可能額⑦はそれを考慮して検討してください。返済可能額⑦より借入金返済額⑧が少なくなることが大切です。

POINT 2

減価償却費とは、機械や備品等の資産価値が毎年目減りするため、目減りした分を経費として計上したものをいいます。

これは、現金の支出がない経費ですので、借入金返済のための財源となります。

借入金の返済財源 = 減価償却費 + 当期純利益

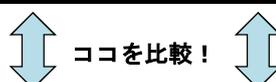
<記入例>

パン屋の開業を目指す高山太郎さんの場合

(単位：万円)

	創業当初		メモ
	当初	3年後	
売上高①	250	350	売上予測高
売上原価②	130	180	原価率で概算計算
売上総利益③ (①—②)	120	170	
経費	人件費	55	77
	家賃	20	28
	減価償却費⑥	6	6
	支払利息	1	1
	その他	18	25
経費合計④	100	137	
利益⑤ (③—④)	20	33	

利益⑤	20	33	
減価償却費⑥	6	6	
返済可能額⑦ (⑤+⑥)	26	39	



借入金返済額⑧	10	10	
---------	----	----	--

(注) 万円未満は四捨五入で計算しています。

3. 創業に関する基礎知識

① 必要売上高の算出と予想粗利率（売上総利益率）について

採算のとれる必要売上高はどれくらいか計算式を使ってしっかり把握しましょう。

創業にあたって、家賃、人件費（従業員の給料など）、その他の経費に加えて、借入金の返済資金などを考慮し、採算のとれる売上高を把握しておくことはとても大切なことです。

以下の計算式を使って算出してみてください。

必要売上高算出の手順

(1) 最終的に残る目標利益の決定

個人事業の場合、最終的に残る目標利益が事業主の生活費となります。その事業を始めるにあたって、毎月どのくらいの収入がほしいか決定してください。

(2) 必要となる経費を確認

人件費、家賃、その他の経費など必要となる諸経費を挙げていきます。

その他の経費については、人件費、家賃、減価償却費、事業において重要な経費を差し引いた営業経費を具体的に算出してください。

(例)

諸経費	金額
人件費	55万円
家賃	20万円
減価償却費	6万円
支払利息	1万円
その他の経費	18万円
経費の合計	100万円

(3) 予想粗利率を計算

創業した当初は、粗利率（売上総利益率）^{あたりりつ}について、予想される数値を概算で計算してください。

$$\text{売上総利益率} = \text{売上総利益} / \text{売上高} \times 100$$

(4) 必要売上高の算出

必要売上高は、「経費の合計と目標利益」を予測売上総利益率で割った数値となります。

$$\text{必要売上高} = (\text{経費合計} + \text{目標利益}) \div \text{売上総利益率}$$

高山太郎さんの売上総利益率、必要売上高の例

目標利益 30 万円 に設定

必要経費 (月額) = 100 万円

売上総利益率 = 売上総利益 (120 万円) / 売上高 (250 万円) × 100 = 48%

必要売上高 = [経費合計 (100 万円) + 目標利益 (30 万円)] / 売上総利益率 (48%)
= 271 万円

→ 目標利益 30 万円を達成するためには、必要売上高が 271 万円となります。そのためには、売上高を上げるか、粗利率 (売上総利益率) を上げる (原価を下げる) か、固定費 (人件費、家賃等) を下げなければならないということが分かります。

POINT

利益を上げるには下記の 3 点しかありません。

- 1 売上を上げる
- 2 粗利率を上げる (原価を下げる)
- 3 固定費を下げる

事業計画を作成して、利益が思ったより少ない場合は、この 3 点で何が問題あるのかをじっくり検討して計画を立てて下さい。

② 事業形態について

「個人事業として創業するか？それとも法人を設立して創業するか？」という点については、もう決めましたか？

様々な面において、それぞれ違いがあります。

次の一覧表を参考に比較をしてみてください。

項目	個人	法人（株式会社）
開業手続	「個人事業の開業等届出書」という書類を、税務署へ事業開始後1か月以内に提出する必要があります。	定款を作成し、公証役場で認証（有料）を受ける必要があります。 法人登記をするため、法務局へ申請（有料）する必要があります。
設立費用	ほとんどかかりません。	（株式会社の場合）最低でも25万円前後の費用が必要になります。
決算期	1月1日～12月31日 12月末が決算となり、変更することはできません。	任意に会計年度を決めることが可能。繁忙期を避けて決算期を決めることもできます。
代表者の扱い	自らの給与は経費にはなりません。	代表取締役となって会社から給料（役員報酬）を受け取ることができます。
社会的信用	低い ※第三者から見て財政状況や経営状況が把握しにくいいため	高い ※登記簿謄本や定款などにより取引先も会社の財政状況や経営状況を確認できるため ※銀行等からの借入や、従業員の採用活動が個人と比べると有利
会計処理	簡易 ※簡易な帳簿記入で可能	複雑 ※必ず複式簿記で記入が必要
事業に対する責任	（無限責任） 事業の成果はすべて個人のものとなりますが、事業に万一のことがあると、個人の全財産をもって弁済しなければなりません。	（有限責任） 会社と個人の財産は区別されており、会社を整理するときには、出資分を限度に責任を負います。ただし、代表者等は取引に際し連帯保証をするケースが多く、この場合は保証責任を負うことになります。

項 目	個 人	法人（株式会社）
税金の負担	<p>事業所得が少ないときは有利だが、所得が大きいたまは不利</p> <p>※所得にかかる税金には、①所得税、②住民税、③事業税があります。</p> <p>※利益の度合いにより所得税率が最大40%となります。</p> <p>※赤字の場合は課税されません。</p>	<p>事業所得が少ないときは不利だが、所得が大きいたまは有利</p> <p>※所得にかかる税金には、①法人税、②法人事業税、③法人住民税があります。</p> <p>※法人税の税率は定率であるため、年間所得が一定額を超えた場合、個人よりも法人の方が有利となります。</p> <p>※赤字でも法人税が毎年7万円かかります。</p>
赤字の繰越控除	<p>赤字の金額は、翌年以後3年間の黒字金額から引くことができます。（青色申告の場合）</p>	<p>赤字の金額は、翌事業年度以後9年間の黒字金額から引くことができます。</p>
事業承継	<p>事業主が死亡した場合、事業は終了します。</p>	<p>解散しない限り、事業は継続するので、継続的な成長が可能です。</p>
社会保険	<p>加入は任意</p> <p>常時雇用する従業員が5名以上の場合は加入が必須</p>	<p>加入は必須</p>

③ 許認可手続きについて

一定の衛生水準や技術水準などを確保するため、法令によって許可、認可、登録、指定、届出及び認証を必要とする事業が多くあります

たとえば、飲食店の場合は保健所の許可が必要ですし、酒類販売業では税務署の免許が必要です。

あなたが創業しようとする業種について、許認可が必要かどうかを調べる必要があります。

許認可が必要かどうかわからないときは、関係窓口までお問い合わせください。

次の一覧に、主な受付窓口と許認可営業をまとめましたので、参考にしてください。

業種	要件	所轄官庁	備考
建設業	許可	県	
宅建業	免許	県	営業保証金、宅地建物取引主任者の設置
電気工事	登録	県	主任電気工事士を配置
バー、スナック	許可	警察	風俗営業許可
運送業	許可	国土交通省	
人材派遣	届出	ハローワーク	
リサイクルショップ、中古車・古本・古着	許可	警察	古物商許可
自動車整備	認証	陸運支局	作業場要件、整備主任者
旅行会社、旅行代理店	登録	運輸局、県	旅行業登録、資格要件、種類による財産要件
介護事業	許可	県	在宅、訪問、タクシーにより手続きが異なります。
酒販売	免許	税務署	
居酒屋、レストラン	許可	保健所	飲食店許可
喫茶店	許可	保健所	喫茶店許可だけではお酒は出せません。
パン、ケーキ屋	許可	保健所	菓子製造許可
美容院	届出	保健所	美容所開設届、図面、美容師免許
駐車場	届出	市	図面、面積が500m ² 以上、路外駐車場設置届出
旅館	許可	保健所	設備要件
ペットショップ	登録	県	動物取扱業 ペット関連サービスの場合は許認可の種類が異なります。

④ 各種届出について

創業時に必要な届出書類には、税務関係と社会保険関係とがあります。

主な届出、内容については、次の一覧を参考にしてください。

	届出先	種類	提出期限・留意点等	
税務関係	税務署	個人	① 開業等届出書	・事業を開始した日から1か月以内
			② 青色申告承認申請書 (青色申告したいとき)	・青色申告をしようとする年の3月15日まで。 (1月16日以降に事業を開始した者は開始日等から2か月以内)
			③ 給与支払事務所等の開設届出書 (給与支払いを行うとき)	・給与支払事務所等を開設した日から1か月以内
		法人	① 法人設立届出書	・法人の設立から2か月以内 ・定款等の写しや登記簿謄本などの定められた書類の添付が必要
			② 給与支払事務所等の開設届出書	・給与支払事務所等を開設した日から1か月以内
			③ たな卸資産の評価方法の届出書	・確定申告の提出期限まで
	市役所税務課		④ 減価償却資産の償却方法の届出書	・確定申告の提出期限まで
			⑤ 青色申告承認申請書 (青色申告したいとき)	・設立3か月を経過した日と最初の事業年度終了日のうち、いずれか早い日の前日
		① 法人設立(開設)申告書	・届出は速やかに	
社会保険関係	年金事務所	健康保険、厚生年金保険 ① 新規適用届 ② 被保険者資格取得届 ③ 被保険者異動届 ④ <法人の場合> 法人(商業)登記簿謄本等 <個人の場合> 事業主の世帯全員の住民票	・事実発生から5日以内 ・法人の事業所はすべて加入 ・個人の場合 → 従業員5人以上はすべて加入 (サービス業の一部等については任意加入) → 従業員5人未満は任意加入 ※任意加入の場合は任意適用申請書の提出が必要	
	公共職業安定所 (ハローワーク)	雇用保険 ① 保険関係成立届 ② 概算保険料申告書 ③ 適用事業所設置届 ④ 被保険者資格取得届	・個人、法人とも一部を除き従業員を1人でも雇用と適用事業所となる ・①、③、④は雇用した翌日から10日以内に、②は雇用した翌日から50日以内に提出	
	労働基準監督署	労災保険 ① 保険関係成立届 ② 概算保険料申告書	・適用事務所は雇用保険と同じ ・①は雇用した翌日から10日以内に、②は雇用した翌日から50日以内に届出	

※1 事業内容によって個別に必要な書類等が発生する場合がございますので、事前に届出先に確認をお願いします。

※2 雇用保険と労災保険は一元的に届け出ることができます。

⑤ 確定申告について

個人で事業を始めたら、毎年確定申告をしなければなりません。
確定申告の書類には、白色申告と青色申告があります。

白色申告とは

→ 比較的簡易で事務負担が少ない申告の方法です。

青色申告とは

→ 帳簿の作成等事務負担が掛かりますが様々な特典が受けられる方法です。

白色申告は、経理の経験がない方でも比較的簡単に書類が作成でき、事務負担が少ない方法ですので、事業収入が少ない個人事業者や、事務経理にあまり時間を割けない方に向いていると言えます。

青色申告は、白色申告に比べて事務負担は多い方法ですが、その分、白色申告にはない事業所得の控除が受けられたり、赤字が3年間繰り越して事業所得から差し引くことができるなどの特典があります。事業所得が10万円以上あり、経理に自信がある方や経理に専従する方を雇うことができる方は、青色申告をした方が得策であると言えます。

主な違いは、次の一覧を参考にしてください。

	白色申告	青色申告	
事前の届出	不要	必要（税務署に届出）	
特別控除	なし	10万円	65万円
帳簿義務	簡易簿記	簡易簿記	複式簿記
決算書の作成	なし (収支内訳書を作成)	貸借対照表・損益計算書	
		一部記入でも可	全て記入が原則
専従者 (家族従業員への支払)	専従者控除	専従者給与	
	配偶者 86万円まで それ以外 50万円まで	妥当であれば金額の制限なし (一定の源泉徴収が必要、専従者の届出が必要)	
赤字処理の特例	なし	3年間繰越し可	
減価償却の特例	なし	30万円未満の一括処理可	

4. 支援体制のご紹介

高山市、金融機関、商工会議所・商工会、
信用保証協会、よろず支援拠点が連携して、
起業前から起業後経営が軌道に乗るまで
支援します！

<各機関の主な支援>

① 商工会議所・商工会

→ 事業計画、経営戦略などについて、経営支援員(指導員)が支援をします。
また、経営者のスキルアップを図るセミナーを随時開催しています。

② 金融機関

→ 各種融資のご相談・受付窓口であり、実施機関です。
創業者のニーズに即した融資制度をご紹介します。

③ 岐阜県信用保証協会

→ 対象融資制度をご利用の際に、連帯保証人が原則不要となる保証支援をします。
その他、中小企業診断士を含む専門スタッフが、経営改善、事業再生等について支援
します。

④ 高山市役所

→ 各種融資、利子補給、保証料補給等の制度を実施し、市内事業者の経営負担の軽減
を支援します。また、各種支援制度や手続きについてご案内します。

⑤ 岐阜県よろず支援拠点(高山サテライト相談窓口)

→ これから創業される方も、創業後間もない方も、専門家が創業に関するあらゆる相談に
のり、解決策を導き出します。

5. 各種支援制度のご紹介

① 産業競争力強化法に基づく創業支援等事業について

高山市、高山商工会議所、高山西、北、南商工会、金融機関、よろず支援拠点が連携を強化して、高山市内で開業する方をさまざまな形で支援していきます。

<相談窓口を開設しています>

高山市、高山商工会議所、高山西、北、南商工会、金融機関、よろず支援拠点との連携により、新規開業をする方のための相談窓口『高山市創業応援窓口』を開設しています。

開業後も安定して事業を継続していくためには、開業前の準備が非常に大切です。

これから事業を始める方、いつか何かをやってみたい方、開業後間もない方など、どなたでもお気軽にご相談ください。

場 所	高山市役所 2階 雇用・産業創出課
開設時間	平日の午前8時30分から午後5時15分まで（祝日、年末年始を除く）
内 容	各種融資制度や補助金制度等のご紹介や、ご相談の内容に応じた専門の支援機関等をご案内します。

<個別相談会を開催しています>

毎月1回、個別相談会を開催しています。

開業前のご相談から開業後間もない方のご相談まで、商工会議所または商工会の経営支援員（指導員）が個別にお受けします。

初歩的なお悩みから専門的なお悩みまで、どのようなご相談でもしていただけますので、お気軽にお申し込みください。

開催日、申込期日、申込先等については、雇用・産業創出課のホームページにてご確認ください。

<起業セミナーを開催しています>

高山市創業支援事業計画に基づいて実施する「特定創業支援等事業」として起業セミナーを開催しています。このセミナーは、経営者として必要となる知識や技術を身につけることを目的とし【経営】【販路開拓】【財務】【人材育成】の4分野を基礎から学べる初歩的な内容となっており、年齢性別問わず高山市内で創業を志す方でしたら、どなたでも受講していただけます。また、規定のセミナーを全て受講すると、経営者としてスキルアップが図れるだけでなく、次の利点があります。

特定創業支援等事業による支援を受けた方の利点

- (1) 株式会社や合同会社など会社を設立する際の登録免許税が軽減されます。
- (2) 通常は開業の1か月前から開業後1年までご利用可能である融資が、開業の6か月前から開業後1年までご利用できます。
- (3) 日本政策金融公庫の創業に関する融資の条件が緩和されます。
- (4) 高山市特定創業支援事業補助金（最大100万円 補助率：35歳以上1/3、35歳未満2/3）の交付申請ができます。



ただし、『特定創業支援等事業による支援を受けた証明書』が必要となります。
必ず発行を受けてから上記手続きを進めてください。

起業セミナーに関する情報について

起業セミナーの開催に関する情報については、高山商工会議所のホームページや高山市が発行する広報たかやま等でお知らせします。また、高山商工会議所のホームページでは最新の情報を掲載しておりますのでご確認ください。

【高山商工会議所ホームページ】 <https://www.takayama-cci.or.jp/>

特定創業支援等事業による支援を受けた証明書の申請方法

- ① 次の書類を高山市役所 雇用・産業創出課に提出してください。
 - ・経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書
 - ・起業セミナー受講後に受け取れる修了証書の写し
- ② 後日、郵送にて証明書（申請書に市長印を押印したもの）をお送りいたします。

※高山市外に住民登録がある方や高山市外で事業を開始する方は、対象外となる場合があります。

詳しくは、高山市役所雇用・産業創出課（0577-35-3182）までお問い合わせください。

② 特定創業支援事業補助金について

高山市では、市内における創業を促進するとともに創業時の経営基盤の安定化を図ることを目的として、創業時にかかる初期経費を対象とした補助金を交付しています。

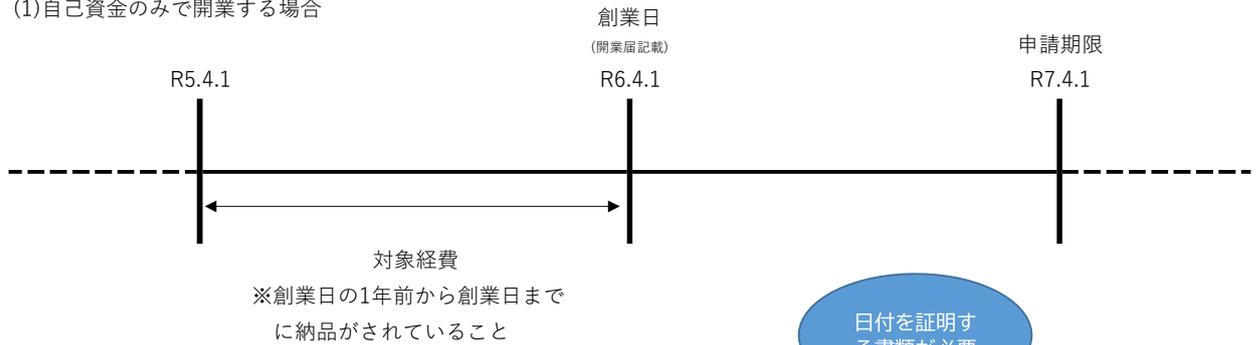
<p style="text-align: center;">対 象 者</p>	<p>次の要件を全て満たす方が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定創業支援等事業による支援を受けた証明書（前頁参照）を有する方 ② 高山市内で中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種（※1）の事業を創業（※2）した方 ③ 申請日において高山市内に住民登録（※3）があり、かつ、今後も市内での居住の意思がある方 ④ 市税の滞納がない方 ⑤ 暴力団員等でない方又は暴力団員等と密接な関係を有しない方 ⑥ 新たに始める事業が政治的活動及び宗教的活動を目的としない方 ⑦ 過去に国又は県の創業を目的とした補助金の交付を受けていない方 ⑧ 過去に特定創業支援事業補助金の交付を受けていない方 <p>※1 農業、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）以外の業種。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき営業の許可が必要な事業で、公的な支援を行うことが適当でないと認められるものについては、対象外となります。</p> <p>※2 この補助金において「創業」とは、次のいずれかの場合をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業を営んでいない個人（過去に飛騨地域外で事業経験のある者を含む）が新たに事業を開始すること。 ② 事業を営んでいない個人（過去に飛騨地域外で事業経験のある者を含む）が新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始すること。 ③ 個人が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、既に行っている事業と異なる業種の新たな法人を設立して事業を開始すること。 <p>※3 「住民登録」とは、住民基本台帳法第5条に規定する住民基本台帳に記録されること（外国人住民にあつては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格を持って記録される場合に限る。）をいう。</p>
<p style="text-align: center;">対 象 経 費</p>	<p>創業日（開業届で事業開始日と定めた日、会社設立日）までに実際に要した初期経費（30～32ページ参照）のうち、証拠書類によって目的、金額及び支払いの事実が確認できる費用</p> <p>※開業届提出後に創業支援融資を受ける場合に限り、実際の開業日の1年前から実際の開業日前までに要した経費を対象とすることができます。</p>
<p style="text-align: center;">補 助 金 の 額</p>	<p>対象経費一覧に定める初期経費（次に掲げる要件を満たすものに限る）に対して100万円を上限に補助します。（補助率：35歳以上1/3、35歳未満2/3）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 創業日の1年前から創業日までに納品が行われていること ② 1件当たり税抜1万円以上であること

<p>申請方法</p>	<p>創業日から1年以内に補助金交付申請書に、次の書類を添付して高山市雇用・産業創出課まで提出してください。</p> <p>① 特定創業支援等事業による支援を受けた証明書の写し ② 事業計画書（セミナーで作成したものをベースに、創業時の情報に修正したもの）※紙及びデータで提出 ③ 創業したことを証明する書類（開業届、登記事項証明書）（※1）の写し ④ 営業の許認可証の写し（営業に許認可が必要となる事業の場合のみ） ⑤ 創業時に実際にかかった初期経費を証明する書類の写し（※2）</p> <p>※1 開業届提出後に創業支援融資を受ける場合に限り、実際の開業日が、開業届における開業日又は登記事項証明書における会社設立日と異なる場合は、あらかじめ実際の開業日を周知するため使用した広告、チラシ又はSNSの写しも併せて提出してください。</p> <p>※2 初期経費が複数ある場合は、対象経費を支払日順で一契約ごとに記載した対象経費一覧表を作成し提出してください。証拠書類についても、その写しを対象経費一覧表に記載されている順番に綴って整理したうえで提出してください。</p>
<p>留意事項</p>	<p>○次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部の返還をしていただくことになります。</p> <p>① 関係する法令の規定に違反したとき。 ② 創業後3年を満たさずに補助金を受けた事業を閉鎖、休止、又は市外へ店舗、工場又は事業所を移転したとき。 ③ その他不正偽りの行為があったとき。</p> <p>○年度によって制度内容（対象者、対象経費、補助金の額、補助率等）が変更となる場合があります。翌年度以降に申請する場合は、制度内容に変更がないかを確認のうえ、申請手続きを行ってください。</p>
<p>お問い合わせ・お申し込み先</p>	<p>高山市役所 雇用・産業創出課 TEL 0577-35-3182（直通） FAX 0577-35-3167</p>

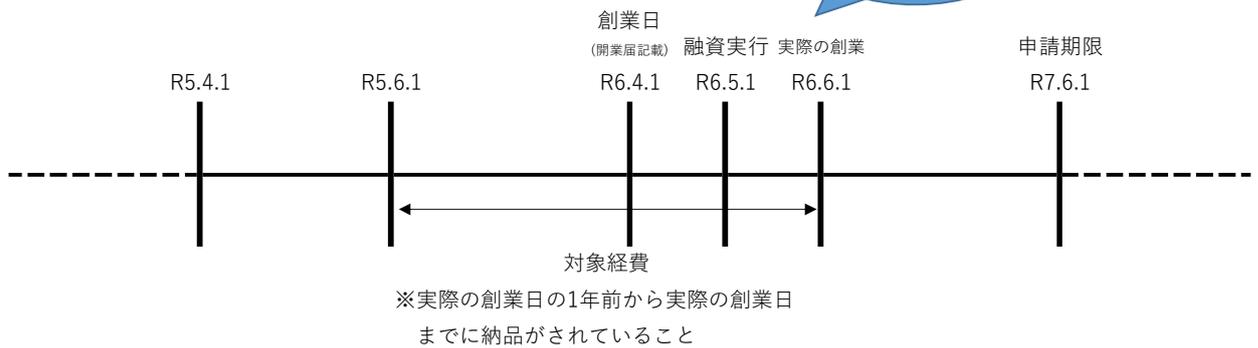
特定創業支援事業補助金の期間規定

① 個人事業主の場合

(1) 自己資金のみで開業する場合

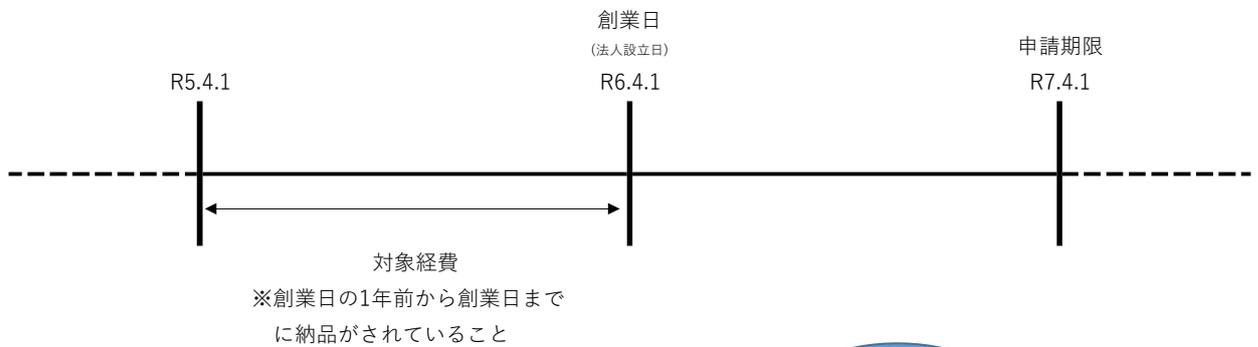


(2) 創業融資を利用する場合



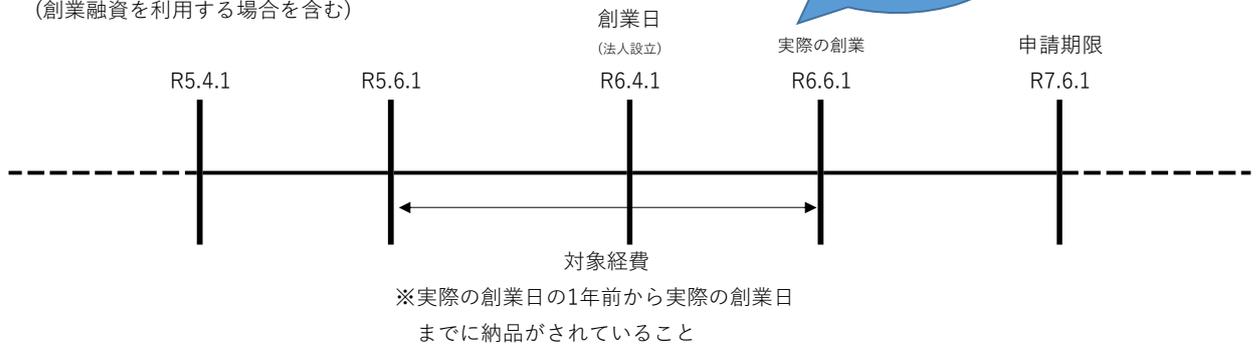
② 法人の場合

(1) 法人設立日を創業日とする場合



(2) 実際に事業を開始した日を創業日とする場合

(創業融資を利用する場合を含む)



補助対象経費

(1) 補助対象となる経費は、次に掲げる条件をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が創業に係る事業に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 創業日前までに物品の納入、業務及び工事が完了しており、かつ、申請前までに支払が完了している経費

※全ての申請経費に納品日が確認できる書類（納品書、引渡書等）が必要となります。

- ③ 証拠資料等によって支払内容及び支払金額（契約金額、請求書及び支払額の一致）が確認できる経費

※全ての経費はその詳細が分かる書類が必要となります。また、当初の見積額と支払内容が変更された場合は、その変更内容が確認できる書類によりその整合性を確認させていただきます。

※クレジットカードで支払っている場合は、月ごとのクレジットカード利用明細と、その利用による口座からの引き落としが確認できる銀行等の通帳の写しが必要となります。

- ④ 見積書、契約書、請求書、振込書、領収書などの証拠資料のあて名は、すべて交付申請者本人の氏名又は店舗の名称になっていること。

- ⑤ 価格の妥当性が不明確な個人間取引によらないもの。

例：事業を行っていない知人への業務委託

(2) 経費の支払方法について

補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則です。補助金執行の適正性確保のため、現金決済のみの取引（代金引換限定のサービス等）を除き、**1取引10万円超（税抜き）の支払は、銀行振込で支払ってください。**

クレジットカードによる支払は、申請前までに引き落としが確認できる場合のみ認められます。分割払いにより、申請前までに支払が完了せず、所有権が交付申請者に帰属しない物品購入も対象外です。リボルビング払いの物品購入も、申請前までに当該リボルビング払いが全て完済しない限り対象外です。

決済は法定通貨でお願いします。仮想通貨、クーポン、クレジットカード会社等から付与された）特典ポイント、金券、商品券の利用等は認められません。

(3) 市内業者への発注

市内経済の活性化の観点から、できる限り市内業者に発注していただきますようご協力をお願いします。

補助対象とする初期経費

<p>設備資金</p>	<p>①店舗等工事費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の店舗又は事務所の開設に伴う工事費用（住居兼店舗又は住居兼事務所については、住居部分及び共用部分に係る費用を除く。） ・発注内容、金額等が明記された契約書等を締結する必要があります。 ・支払は、原則開業日前までをお願いします。やむを得ず支払日が開業日以後になる場合は、開業日より前に工事が完了したことが分かる書類（日付入りの完成写真等）が必要となります。なお、開業日前に完了したことが分かる書類がない場合は、対象外となります。 ・工事費の中に事業所以外（居住部分等）の費用が含まれる場合は、事業所と事業所以外の費用が分かれた資料を作成していただく必要があります。資料が作成されていない場合は、事業所に係る対象経費を確認できないため対象外となります。 ・店舗改修の際には工事前と工事後の画像を提出してください。 <p>②機械器具購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の店舗又は事務所で使用する機械装置、工具、器具の購入費。ただし、汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例：パソコン、タブレットPC、携帯電話、自転車等）は、補助対象外となる場合があります。 ・ソフトウェアの購入費を申請する場合、利用許諾契約書の添付が必要となります。 <p>③車輛購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運輸業など専ら車輛を使用する事業のために必要な車輛購入費。 ・乗用車は原則対象外となります。 ・用途が事業用になっていることが車検証や外見から判断できない場合は、補助対象外となります。 ・事業になくても支障をきたさないオプションや付属品（カーナビ、リアカメラ等）、自賠責保険及び自動車税（自動車重量税・取得税を含む。）は補助対象外です。 ・中古車を購入する場合には、価格の妥当性を証明できる書類として、車種、年式、走行距離等の仕様が同等の中古車の複数見積が必要となります。見積及び購入は、中古車販売店で行ってください。個人からの購入は対象外となります。 ・車輛の名義は、申請者の名義で登録してください。 ・車検証の交付年月日が開業日より前でない場合は、対象外となります。
<p>運転資金</p>	<p>①研修費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者として必要となる知識や情報を得るためのセミナー等の参加料又は中小企業診断士等の専門家への相談料（参加又は相談の件数は1件に限る） ・研修報告書の作成等により必要性が確認できるものだけが補助対象となります。

②マーケティング調査費

- ・市場調査費又は調査に必要な役務等の契約による外部人材費
- ・調査内容、金額等が明記された契約書等を締結し、委託する側である交付申請者に**成果物等が帰属する必要があります。**

③広告費

- ・顧客確保、販路開拓に係る広告宣伝費（印刷費、情報誌掲載料など）
- ・求人広告費
- ・宣伝に必要な役務等の契約による外部人材費
- ・販路開拓等に係る事業説明会等の開催費

【対象となる経費例】

ウェブサイト作成、チラシ・DMの外注や発送、新聞・雑誌・インターネット広告、看板作成・設置、販促品（サービス等の宣伝広告が掲載されている場合のみ）

【対象とならない経費例】

名刺、販促品（サービス等の宣伝広告の掲載がない場合）、金券・商品券
※看板作成にあたっては高山市屋外広告物条例を確認してください。

④委託費

- ・事業を開始するために必要な業務の一部を第三者に委託するために支払う経費
- ・委託内容、金額等が明記された契約書等を締結し、委託する側である交付申請者に**成果物等が帰属する必要があります。**

⑥謝金

- ・事業を開始するために必要な司法書士、行政書士等の専門家に支払う経費。なお、謝金の単価は、その金額が社会通念上妥当なものである必要があります。
- ・依頼する業務内容について事前に書面等を取り交わして、明確にしなければなりません。
- ・税理士報酬や司法書士報酬は、報酬部分のみ対象となります。登録免許税、印紙代等は対象外となります。

⑦知的財産権等関連経費

- ・創業する事業と密接に関連し、その事業の実施にあたり必要となる特許権等（実用新案、意匠、商標を含む）の取得に要する弁理士費用
- ・特許庁への出願手数料

(注意)

年度によって、対象経費、添付書類等が変更となる場合がありますので、翌年度以降に申請する場合は、申請前にご確認をお願いします。

(4) 補助対象とならない経費

30～32ページに掲げる経費においても、下記に該当する経費は対象となりませんので、ご注意ください。

- ①必要な書類を用意できないもの
- ②創業日以後の発注・購入に係る経費
- ③販売を目的とした製品、商品等の生産・調達（仕入れ）に係る経費
- ④オークションによる購入（インターネットオークションを含みます。）
- ⑤駐車場代や事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ⑥各種備品等の借上料（リース代）
- ⑦電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ⑧名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代

【対象とならない経費例】

名刺、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、ファイル類、無地封筒、OPP・CPP袋、CD・DVD、USBメモリ・SDカード、電池、段ボール、梱包材など

- ⑨雑誌購読料、新聞代、団体等への加入料、団体等の会費
- ⑩茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ⑪不動産の購入・取得費、車検費用
- ⑫租税公課（国税（消費税、登録免許税、印紙税、収入印紙など）や地方税（固定資産税、自動車税など）などの税金、公共サービスに対する手数料（印鑑証明書や住民票の発行手数料など）
- ⑬各種保証・保険料（ただし、旅費に係る航空保険料、研修等で主催者から義務付けられた保険料に係るものは補助対象）
- ⑭借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ⑮商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・ポイント（クレジットカード会社等から付与されたもの）、金券・商品券（消費税増税に伴い発行されるプレミアム付き商品券を含む。）での支払い、小切手・手形での支払い、相殺による決済
- ⑯役員報酬、直接人件費
- ⑰各種キャンセルに係る取引手数料等
- ⑱旅費
- ⑲上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

③ 高山市の融資制度について

高山市創業支援資金融資

対 象 者	<p>事業主の住民登録が市内にあり、市税を完納している方のうち、次のいずれかの要件を満たす方</p> <p>① 1か月以内に個人事業として、または2か月以内に法人設立をして市内で新規開業する方（ただし、産業競争力強化法に基づく創業支援を受けたことを証明する証明書を持っている方は、6か月前以内に市内で新規開業する場合）</p> <p>② 市内で新規開業をして1年未満の方</p> <p>③ 市内で事業を営む法人であり、自らの事業を継続して実施しつつ、新たな法人を設立して市内で新規開業する方</p> <p>④ 事業を営んでいない個人が事業を開始した後、新たに設立した中小企業者である会社であって、かつ、事業の譲渡により当該事業の全部又は一部を当該会社に承継される方（当該事業を開始した日以後の期間が5年未満かつ当該会社設立の日以後の期間が1年未満のものに限る。）</p>									
資 金 使 途	<p>運転資金及び設備資金</p>									
融 資 限 度 額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th style="text-align: center;">適用される保証制度</th> <th style="text-align: center;">ご利用のタイミング</th> <th style="text-align: center;">限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">創業関連保証</td> <td style="text-align: center;">随 時</td> <td style="text-align: center;">3, 500万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">無担保保証または普通保証</td> <td style="text-align: center;">随 時</td> <td style="text-align: center;">3, 500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 適用される保証制度は、岐阜県信用保証協会において決定されます。</p>	適用される保証制度	ご利用のタイミング	限 度 額	創業関連保証	随 時	3, 500万円	無担保保証または普通保証	随 時	3, 500万円
適用される保証制度	ご利用のタイミング	限 度 額								
創業関連保証	随 時	3, 500万円								
無担保保証または普通保証	随 時	3, 500万円								
融 資 利 率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th style="text-align: center;">適用される保証制度</th> <th style="text-align: center;">年 利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">無担保保証または普通保証</td> <td style="text-align: center;">1. 9%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;">1. 6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 適用される保証制度は、岐阜県信用保証協会において決定されます。</p> <p>☆ お借入れの日から3年間の利子を高山市が全額補助します。なお、申請が必要です。</p>	適用される保証制度	年 利	無担保保証または普通保証	1. 9%	上記以外	1. 6%			
適用される保証制度	年 利									
無担保保証または普通保証	1. 9%									
上記以外	1. 6%									
信用保証料率	<p>岐阜県信用保証協会において決定されます。</p> <p>☆ 保証料の全額を高山市が補助します。なお、申請が必要です。</p>									
融 資 期 間	<p>10年以内（据置期間1年以内を含む）</p>									
担 保	<p>原則不要です。（ただし必要に応じて徴求する場合があります。）</p>									
連 帯 保 証 人	<p>法人の場合は原則代表者のみ、個人事業主の場合は原則不要です。</p> <p>ただし、岐阜県信用保証協会の保証を付することが必須となります。</p>									
お申し込み先 金融機関	<p>北陸銀行高山支店、十六銀行高山支店（各支店）、大垣共立銀行高山支店、 富山第一銀行高山支店、高山信用金庫本店（各支店）、飛騨信用組合本店（各支店）、 八幡信用金庫本店（高鷲支店）、飛騨農業協同組合（各支店）、 商工中金岐阜支店高山事務所（地場産業振興センター内）</p>									

（注意）年度によって、融資利率、補助金の額が変更となる場合があります。

☆ 高山市では、開業後1年が経過した後も、長期的に安定した経営ができるよう支援する融資制度を実施しています。

ご利用 できる時期	開業前	開業	開業後1年	開業後1年以降
ご利用 できる 融資制度	高山市創業支援資金融資		高山市小口融資（小規模企業融資、特別小口融資）	
			高山市中小企業経営安定特別資金融資	

高山市小口融資（小規模企業融資、特別小口融資）

対象者：市税を完納し、1年以上市内で同一事業を営む、従業員数が20人以下の中小企業者（一部業種は5人以下）

資金用途：運転資金及び設備資金

融資限度額：2,000万円（既保証付き融資残高を含め2,000万円以内）

融資利率：年利0.8%または年利1.1%

（お借入れの日から1年間の利子を市が全額補助します。なお、申請が必要です。）

保証料率：決算状況等により、岐阜県信用保証協会において決定されます。

（保証料の2分の1の額を市が補助します。）

融資期間：10年以内

その他：担保及び第三者の連帯保証人は原則不要ですが、岐阜県信用保証協会の保証を付与していただくことが必須です。

高山市中小企業経営安定特別資金融資（経安）

対象者：市税を完納し、1年以上市内で同一事業を営む中小企業者のうち、経済変動等により前年度から売上が5%以上減少している方など

資金用途：運転資金及び設備資金

融資限度額：2,000万円

融資利率：年利1.4%または年利1.7%

（お借入れの日から3年間の利子を市が全額補助します。なお、申請が必要です。）

保証料率：決算状況等により、岐阜県信用保証協会において決定されます。

（保証料の2分の1の額を市が補助します。）

融資期間：10年以内

その他：担保及び第三者の連帯保証人は原則不要ですが、岐阜県信用保証協会の保証を付与していただくことが必須です。

（注意）年度によって、融資利率、補助金の額が変更となる場合があります。

お問い合わせ先	高山市役所 商工振興課（小口融資、経安融資）
	TEL 0577-35-3144（直通）
	FAX 0577-35-3167
	高山市役所 雇用・産業創出課（創業関連融資）
	TEL 0577-35-3182（直通）
	FAX 0577-35-3167

④ 岐阜県の融資制度について（高山市の補助があるもの）

創業支援資金

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・新規で開業される方や、事業歴1年未満の方、新規開業から1年以上5年未満の方 ※ 市区町村が実施する『特定創業支援』を受けたことを証明する証明書を持っている方は、開業の6か月前からご利用いただけます。 ・「スタートアップ創出促進保証」を利用する方 ・「ぎふプライムスタートアップ」に認定されている方 															
資 金 使 途	<p>運転資金及び設備資金（土地購入資金のみは対象外）</p>															
融 資 限 度 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>適用される保証制度</th> <th>対象者等</th> <th>限 度 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県創業一般 県創業関連</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県内で事業歴が1年未満の方 ・新たに開業する方 </td> <td> <p>10,000万円 (ただし、運転資金のみの場合は4,000万円)</p> </td> </tr> <tr> <td>県羽ばたき</td> <td>開業1年以上5年未満の方</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>県スタートアップ 創出促進保証</td> <td>創業から5年未満で、 経営者保証なしで 融資を受けたい方</td> <td>3,500万円</td> </tr> <tr> <td>県ぎふプライム</td> <td>「ぎふプライムスタートアップ」に認定され、認定時の事業計画と関係性のある事業を営んでおり、かつ認定日から起算して10年を経過していない方</td> <td> <p>20,000万円 (ただし、運転資金のみの場合は8,000万円)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 岐阜県信用保証協会の保証をご利用の場合、適用される保証制度は、岐阜県信用保証協会において決定されます。</p> <p>※2 保証制度の詳細については、岐阜県信用保証協会へお問い合わせください。</p>	適用される保証制度	対象者等	限 度 額	県創業一般 県創業関連	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県内で事業歴が1年未満の方 ・新たに開業する方 	<p>10,000万円 (ただし、運転資金のみの場合は4,000万円)</p>	県羽ばたき	開業1年以上5年未満の方	2,000万円	県スタートアップ 創出促進保証	創業から5年未満で、 経営者保証なしで 融資を受けたい方	3,500万円	県ぎふプライム	「ぎふプライムスタートアップ」に認定され、認定時の事業計画と関係性のある事業を営んでおり、かつ認定日から起算して10年を経過していない方	<p>20,000万円 (ただし、運転資金のみの場合は8,000万円)</p>
適用される保証制度	対象者等	限 度 額														
県創業一般 県創業関連	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県内で事業歴が1年未満の方 ・新たに開業する方 	<p>10,000万円 (ただし、運転資金のみの場合は4,000万円)</p>														
県羽ばたき	開業1年以上5年未満の方	2,000万円														
県スタートアップ 創出促進保証	創業から5年未満で、 経営者保証なしで 融資を受けたい方	3,500万円														
県ぎふプライム	「ぎふプライムスタートアップ」に認定され、認定時の事業計画と関係性のある事業を営んでおり、かつ認定日から起算して10年を経過していない方	<p>20,000万円 (ただし、運転資金のみの場合は8,000万円)</p>														
融 資 利 率	<p>年利1.2%</p> <p>※ ただし、償還期間が10年を超える場合は、年利1.6%となります。</p> <p>☆ お借入れの日から1年間の利子を高山市が全額補助します。なお、申請が必要です。</p>															
信 用 保 証 料	<p>岐阜県が全額負担（ただし、県スタートアップ創出促進保証が適用される場合は、0.2%の率で計算された信用保証料が事業者負担となります。）</p>															
融 資 期 間	<p>運転資金の場合 7年以内（据置期間1年以内を含む。）</p> <p>設備資金の場合 10年以内（据置期間1年以内を含む。）</p> <p>* 県創業一般、県創業関連の場合は、設備資金は15年まで可能。</p> <p>* 県スタートアップ創出促進保証の場合は、運転資金は10年まで可能。</p> <p>* 県ぎふプライムの場合は、設備資金は15年まで、据置期間は運転・設備資金ともに2年以内まで可能。</p>															

担 保	原則不要です。(ただし、必要に応じて徴求する場合があります。) * 県スタートアップ創出促進保証の場合は、不要。
連 帯 保 証 人	法人の場合は原則代表者のみ、個人事業主の場合は原則不要です。 * 県スタートアップ創出促進保証の場合は、不要。 * 一定の財務条件等を満たし、信用保証料を最大0.45%ご負担いただくと、経営者保証を不要とすることができる場合があります。
お申し込み先 金融機関	県内各取扱金融機関 (詳細は県HP https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2522.html の「融資対象者・制度のしくみ・お申し込み方法」を参照。)

(注意) 年度によって、融資利率、補助金の額が変更となる場合があります。

⑤ 日本政策金融公庫国民生活事業の新規開業ローンについて

1. 新規開業資金（新たに事業を始める方、事業開始後間もない方）

ご利用 いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方(注1)
	基準利率。ただし、次の要件に該当する方が必要とする資金(原則として土地にかかる資金を除く。)は特別利率。なお、ご融資後に利益率や雇用に関する一定の目標を達成した場合に利率を0.2%引下げる「創業後目標達成型金利」については、日本公庫ホームページをご覧ください。
	1.女性の方、35歳未満または55歳以上の方
	2.外国人起業活動促進事業における特定外国人起業家の方で新たに事業を始める方
	3.創業塾や創業セミナーなど(産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業)を受けて新たに事業を始める方
	4.「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用しているまたは適用する予定の方であって、自ら事業計画書の策定を行い、認定経営革新等支援機関(税理士、公認会計士、中小企業診断士など)による指導および助言を受けている方
	5.地域おこし協力隊の任期を終了した方であって、地域おこし協力隊として活動した地域において新たに事業を始める方
	6.Uターン等により地方で新たに事業を始める方
	7.デジタル田園都市国家構想交付金(旧:地方創生推進交付金を含む。)を活用した起業支援金の交付決定を受けて新たに事業を始める方
	8.デジタル田園都市国家構想交付金(旧:地方創生推進交付金を含む。)を活用した起業支援金および移住支援金の両方の交付決定を受けて新たに事業を始める方
9.日本ベンチャーキャピタル協会の会員(賛助会員を除く。)等または中小企業基盤整備機構もしくは産業革新投資機構が出資する投資事業有限責任組合等から出資を受けている方(見込まれる方を含む。)	
10.技術・ノウハウ等に新規性がみられる方(注3)	
ご融資限度額	7,200万円以内(うち運転資金4,800万円以内)
ご返済期間	設備資金:20年以内[うち据置期間5年以内] 運転資金:10年以内[うち据置期間5年以内]

(注1)「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められる方」に限ります。なお、創業計画書のご提出等をいただき、事業計画の内容を確認させていただきます。

(注2)「廃業歴等があり、創業に再チャレンジする方」は、前事業に係る債務を返済するために必要な資金もお使いいただくことができ、運転資金は15年以内(うち据置期間5年以内)までご利用いただけます。

(注3) 次のいずれかの事業を行う方が対象となります。

- 1.他企業において利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う事業

- 2.SBIR 制度における指定補助金等または特定新技術補助金等の交付決定を受けて、開発した技術を利用して行う事業
- 3.新規中小企業者(エンジェル税制の一定の要件を満たす方)が行う事業
- 4.国の技術ニーズに関するフィージビリティスタディ調査等を踏まえて研究開発に取り組む事業
- 5.J-Startup プログラムまたは J-Startup 地域版プログラムに選定された方が取り組む研究開発やその事業化に関する事業(一定の要件を満たす方は特別利率、満たさない方は基準利率となります。)

お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
詳しくは、日本政策金融公庫の
支店窓口までお問い合わせください。

⑥ その他の支援事業について

(1) 中心市街地活性化事業補助金

空き店舗等家賃支援事業（賃借料補助）

賃借空き店舗改修支援事業（改修費補助）

中心市街地において、空き店舗等を借り上げ、事業を営もうとする方に対し、店舗等の賃借料および改修費等の一部を補助します。

<p>対 象 者</p>	<p>以下の要件を全て満たす方が対象となります。</p> <p>① 建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、教育・学習支援業、サービス業等をこれから営もうとする方</p> <p>② 過去に高山市及び株式会社まちづくり飛騨高山の空き店舗活用制度を利用して店舗を営業した実績がないこと</p> <p>③ 借上げに係る契約の期間が3年以上であること</p> <p>④ 居住地（法人の場合は本社所在地）が市内であること</p> <p>⑤ 申請者が建物所有者と同一もしくは親族関係（2親等以内）、または雇用関係にないこと</p> <p>⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける事業を行わないこと</p> <p>⑦ 射倖的娯楽業及びそれに付帯するサービス業（パチンコホール、射的場、場外馬券売場、風俗関連のサービス業等）を行わないこと</p> <p>⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団等もしくは暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと</p> <p>⑨ 地域活動への参加及び協力ができること</p>
<p>対 象 店 舗</p>	<p>中心市街地の地区内の店舗等のうち、概ね6月以上使用されなくなっているもので、(株)まちづくり飛騨高山がその内容を確認したもの ただし、賃貸を目的として新たに建設された店舗は対象外となります</p>
<p>対 象 経 費</p>	<p>【賃借料補助】 空き店舗等の賃借料（共益費、駐車場の賃借料は除く）</p> <p>【改修費補助】 対象事業に係る改修工事又は撤去工事 ※補助対象となるのは、空き店舗等を新規活用する際の初回時のみ ※器具、備品等の購入に係る費用は除く</p>

<p>補 助 額</p>	<p>【賃借料補助】</p> <p>○通常（商店街振興組合・発展会等がない地域含む）</p> <p>1年目 = 2分の1以内（限度額120万円）</p> <p>2年目 = 3分の1以内（限度額80万円）</p> <p>3年目 = 6分の1以内（限度額40万円）</p> <p>○商店街振興組合・発展会等に参加した場合</p> <p>1年目 = 3分の2以内（限度額160万円）</p> <p>2年目 = 2分の1以内（限度額120万円）</p> <p>3年目 = 3分の1以内（限度額80万円）</p> <p>※補助金の算定の基礎となる月額賃借料は、契約上の月額賃借料（税抜き） または、対象店舗面積に1,500円/㎡を乗じた額のいずれか低い金額と なります（上限20万円/月）</p> <p>【改修費補助】</p> <p>○通常（商店街振興組合・発展会等がない地域含む）</p> <p>補 助 率 補助対象経費の2分の1以内</p> <p>補助限度額 200千円</p> <p>○商店街振興組合・発展会等に参加した場合</p> <p>補 助 率 補助対象経費の3分の2以内</p> <p>補助限度額 300千円</p>
<p>補 助 期 間</p>	<p>1年間（3年間を限度として延長することができます）</p>
<p>お問い合わせ お申し込み先</p>	<p>株式会社まちづくり飛騨高山</p> <p>URL https://www.machidukuri-hidatakayama.com</p> <p>TEL 0577-357-8765</p> <p>FAX 0577-57-8764</p> <p>メール infi@machidukuri-hidatakayama.com</p>

(2) 職住一体型営業支援事業

中心市街地で空き店舗等を取得または所有する方で、自ら居住しながら、新たに事業を営むための居住空間の確保、店舗の改修に係る工事費用の一部を補助します。

<p>対 象 者</p>	<p>以下の要件を全て満たす方が対象となります。</p> <p>① 建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、教育・学習支援業、サービス業等をこれから営もうとする方</p> <p>② 賃貸を目的として改修する店舗等でないこと</p> <p>③ 居住地（法人の場合は本社所在地）が市内であること</p> <p>④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける事業を行わないこと</p> <p>⑤ 射倖的娯楽業及びそれに付帯するサービス業（パチンコホール、射的場、場外馬券売場、風俗関連のサービス業等）を行わないこと</p> <p>⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団等もしくは暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと</p> <p>⑦ 地域活動への参加及び協力ができること</p>
<p>対 象 事 業</p>	<p>中心市街地内に物件を所有し、自ら居住しながら、新たに事業を営業するための居住空間の確保、店舗の改修に係る工事</p>
<p>対 象 経 費</p>	<p>対象事業に係る改修工事又は撤去工事</p> <p>※補助対象となるのは、空き店舗等を新規活用する際の初回時のみ</p> <p>※器具、備品等の購入に係る費用は除く</p>
<p>補 助 額</p>	<p>補 助 率 補助対象経費の3分の2以内</p> <p>補助限度額 2,000千円</p>
<p>お問い合わせ お申し込み先</p>	<p>株式会社まちづくり飛騨高山</p> <p>URL https://www.machidukuri-hidakayama.com</p> <p>TEL 0577-357-8765</p> <p>FAX 0577-57-8764</p> <p>メール infi@machidukuri-hidakayama.com</p>

(3) 職住一体型賃貸支援事業

中心市街地で空き店舗等を取得または所有する方で、自ら居住しながら、賃貸物件として不動産取引業者に登録し、新たに店舗として貸し出すための居住空間の確保、店舗の改修に係る工事費用の一部を補助します。

<p>対 象 者</p>	<p>以下の要件を全て満たす方が対象となります。</p> <p>① 過去に店舗部分を賃貸物件として貸し出していないこと</p> <p>② 賃貸物件として不動産取引業者に登録すること</p> <p>③ 建設業、製造業、情報通信業、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、教育・学習支援業、サービス業等を営もうとする事業者と賃貸契約を締結すること</p> <p>④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける事業を行わないこと</p> <p>⑤ 射倂的娯楽業及びそれに付帯するサービス業（パチンコホール、射的場、場外馬券売場、風俗関連のサービス業等）を行わないこと</p> <p>⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団等もしくは暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと</p> <p>⑦ 地域活動への参加及び協力ができること</p>
<p>対 象 事 業</p>	<p>中心市街地内に物件を所有し、自ら居住しながら、賃貸物件として新たに店舗として貸し出すための居住区間と店舗を分離するための工事</p>
<p>対 象 経 費</p>	<p>対象事業に係る改修工事又は撤去工事</p> <p>※補助対象となるのは、空き店舗等を新規活用する際の初回時のみ</p> <p>※器具、備品等の購入に係る費用は除く</p>
<p>補 助 額</p>	<p>補 助 率 補助対象経費の3分の2以内</p> <p>補助限度額 1,000千円</p>
<p>お問い合わせ お申し込み先</p>	<p>株式会社まちづくり飛騨高山</p> <p>URL https://www.machidukuri-hidatakayama.com</p> <p>TEL 0577-357-8765</p> <p>FAX 0577-57-8764</p> <p>メール infi@machidukuri-hidatakayama.com</p>

高山市企業立地支援制度

高山市では、新たな雇用機会の創出拡大による定住促進と産業振興を図るため、下記のとおり企業立地促進制度を実施しています。

対象事業

農業、製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、道路貨物運送業、
高等教育機関、専修学校、学術・開発研究機関、コールセンター、新エネルギー供給業

※高地トレーニング（以下「高トレ」という。）エリアにおいては下記の事業も対象となります。
宿泊業、スポーツ施設提供業、医学・薬学研究所

対象地域

高山市全域

※高トレエリアは次の区域とします。

朝日町一之宿、朝日町西町、朝日町宮之町、朝日町桑之島、朝日町胡桃島
高根町日和田、高根町留之原、高根町小日和田

助成内容

市内に事業所等を有していない方が新たに市内に事務所等を設置し、新規雇用従業員を雇用する方に対し、次の1)、2)、3)又は1)、4)のいずれかの組み合わせで助成をします。

要件	投資額	投資額3,000万円以上 (過疎地域に限り 2,700万円超)	年間借上料 240万円以上
1) 一人以上新規雇用従業員を雇用した方に対する助成		20万円×新規雇用従業員数×5年間	
2) 固定資産税・都市計画税相当額を助成		10年間	—
3) 初期投資に対する助成		10%以内 ※高トレ：20%以内	—
4) 事業所等の借上に対する助成 (限度額1億円)		—	2分の1以内 ※高トレ：5分の3以内 5年間

- ・新規雇用従業員とは、操業開始に伴い新たに雇用した常時雇用従業員（基準日において、1年以上高山市に居住し、かつ、1年以上引き続き雇用された方に限る。）をいいます。
- ・常時雇用従業員とは、常時雇用する従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条各号に規定する方を除く。）をいいます。ただし、賃金が日額又は時間額で定められている従業員は除きます。
- ・基準日とは、創業開始以後に毎年到来する操業開始の日に当たる日をいいます。
- ・2)の助成について、市の課税免除制度が該当する場合は、課税免除を優先して適用します。
- ・3)の助成について、対象事業が新エネルギー供給業の場合は、木質バイオマス発電・木質バイオマス熱利用事業に限り助成対象となります。
- ・本社機能移転、増設、移設の場合も別途支援制度があります。

お問い合わせ・お申込み先

高山市役所 雇用・産業創出課

TEL 0577-35-3182（直通）

FAX 0577-35-3167

岐阜県よろず支援拠点

「よろず支援拠点」は、全国47都道府県に設置された、公設のコンサルティング機関です。創業者の頼れるパートナーとして、あらゆる相談に迅速な対応と的確なアドバイスをモットーに、最適な解決策をご提案します。

岐阜県よろず支援拠点

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター内

〒500-8505 岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館 10 階（県民ふれあい会館）

TEL 058-277-1088 FAX 058-273-5961

高山サテライト相談窓口

〒506-0025 高山市天満町 5-1-25 飛騨地域地場産業振興センター1 階

TEL 0577-32-8680 FAX 0577-32-8679

《よろず支援拠点3つのポイント》

総合的・先進的な経営アドバイスを提供

様々な分野の専門家がいろいろな角度から一歩踏み込んだアドバイスでサポートします。

創業者のための課題解決チームを編成

あなたの創業に合わせた専門家チームがバックアップします。

課題に応じたワンストップサービス

どんなお悩みも、まずはご相談ください。ワンストップで解決します。

《よろず支援拠点のご相談の流れ》

① 岐阜県よろず支援拠点へ相談

何度でも無料で、創業前後のどのようなお悩みにも対応いたします。

■創業前→資金計画、事業計画など ■創業後→売上拡大、経理上の疑問など

お電話にてご相談予約を承っております。（高山サテライト相談窓口 TEL:0577-32-8680）

② コーディネーターによるヒアリング

よろず支援拠点では、チーフコーディネーターを中心とする専門スタッフが、皆様の想いを丁寧にお伺いします。どんな小さな想いでもお話しください。対話の中で解決へのヒントを見つけ、ご相談に応じて具体的な解決策をご提案します。

③ 提案後のフォローアップ

提案した解決策に取り組む皆様をフォローアップします。また、定期的なご相談で経営の健全化をサポートします。

ミラサポPlus（未来の企業応援サイト）

平成25年より、中小企業庁は、中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイト「ミラサポ」を開設しました。

ミラサポは、国や公的機関の支援情報や支援施策を、わかりやすく提供するサイトです。また、経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場でもあります。

《ミラサポの主な機能》

- ① 国や公的機関の支援情報・支援施策をわかりやすく提供しています。一部の補助金については電子申請機能も活用できます。
- ② 創業、海外展開などテーマ別に、先輩経営者や専門家との情報交換ができる場（コミュニティ）を提供しています。ユーザーが自らの課題に応じて、新たなコミュニティを作ることできます。
- ③ 分野ごとの専門家のデータベースから、ユーザーが自らの課題に応じた専門家を選んで、オンライン上で相談できます。地域プラットフォームを利用して、サイト上で専門家の派遣を依頼することもできます。

※ 地域プラットフォームとは、地域ごとの中小企業支援機関（商工会議所、商工会、金融機関等）が連携して作るネットワークのことで、各機関の間で専門家のデータベースを共有できるようになります。

《ミラサポのURL》

<https://www.mirasapo-plus.go.jp/>

《お問い合わせ先》

中小企業庁 経営支援課

TEL 03-3501-1763（直通）

6. 関係機関の連絡先

機 関 名		電話番号	所 在 地
高山市役所	雇用・産業創出課	35-3182	花岡町 2-18
	商工振興課	35-3144	
	税務課	35-3626	
	市民課	35-3495	
岐阜県庁	商業・金融課	058-272-8389	岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 10 階
高山税務署		32-1020	昭和町 2-220
飛騨保健所		33-1111	上岡本町 7-468
高山公共職業安定所（ハローワーク高山）		32-1144	昭和町 2-220
日本年金機構高山年金事務所		32-6111	花岡町 3-6-12
高山労働基準監督署		32-1180	花岡町 3-6-6
高山商工会議所		32-0380	天満町 5-1
高山北商工会		72-4130	国府町広瀬町 886-1
高山南商工会		52-3460	久々野町無数河 570-1
高山西商工会		53-3112	一之宮町 3575
北陸銀行	高山支店	32-1300	本町 2-71
大垣共立銀行	高山支店	35-3331	花里町 3-33-3
十六銀行	高山支店・高山駅前支店	32-1600/0025	下三之町 136
	西高山支店	33-8116	上岡本町 3-478
富山第一銀行	高山支店	32-2820	昭和町 1-218-1
高山信用金庫	本店営業部	32-8200	下一之町 63
	川西支店	32-2203	朝日町 53
	八軒町支店	32-2205	下一之町 63
	さんまち通り支店	32-2204	上二之町 30
	駅前支店	32-1874	花里町 6-41
	岡本支店	34-1051	岡本町 3-105-34
	日枝支店	34-5080	片野町 6-401-1
	駅西支店	35-0811	昭和町 1-88-1
	桐生支店	34-8100	桐生町 3-44
	国府支店	72-4800	国府町広瀬町 1594-3
	新宮支店	35-3322	新宮町 3564-1
	三福寺支店	35-3888	三福寺町 3326-1
	上宝支店	0578-86-2226	上宝町本郷 2584-2
	奥飛騨支店	0578-89-2134	奥飛騨温泉郷栢尾 324-3
	丹生川支店	78-2600	丹生川町坊方 2101-3
八幡信用金庫	高鷲支店	0575-72-5133	郡上市高鷲町大鷲 2051-1

機 関 名		電 話 番 号	所 在 地
飛驒信用組合	本店	32-1080	花岡町 1-13-1
	七日町支店	32-1091	七日町 3-123-2
	山王支店	33-0855	森下町 1-53-6
	けやき通り支店	32-1935	昭和町 2-153-9
	中山支店	34-3553	下岡本町 3078
	松泰寺支店	34-6205	西之一色町 1-88-1
	国府支店	72-2236	国府町広瀬町 1038-32
	東山支店	33-0648	松之木町 283-1
	城山支店	35-1135	吹屋町 66
	石浦支店	36-2002	石浦町 5-396
	西高校前支店	35-5355	下林町 910-1
	三福寺支店	37-1331	三福寺町 375-1
飛驒農業 協同組合	本店	36-3010	冬頭町 1-1
	高山支店	32-0107	花里町 4-90
	大八支店	32-0461	松之木町 119-2
	桐生支店	34-0865	桐生町 2 丁目 389
	千島支店	33-8331	千島町 664-1
	松倉支店	34-0800	西之一色町 3-647-24
	丹生川支店	78-1011	丹生川町坊方 2030-1
	清見支店	68-2206	清見町三日町 342-1
	荘川支店	05769-2-2007	荘川町新瀬 228-2
	宮支店	53-2311	一之宮町 3364-1
	久々野支店	52-3000	久々野町久々野 1757
	朝日支店	55-3201	朝日町万石 781
	高根支店	59-2244	高根町上ヶ洞 526-5
	国府支店	72-3115	国府町広瀬町 1054-5
本郷支店	0578-86-2001	上宝町在家 1875	
奥ひだ支店	0578-89-2001	奥飛驒温泉郷村上 25	
商工中金	岐阜支店高山事務所	32-3353	天満町 5-1 地場産ビル 2 階
岐阜県信用 保証協会	本店保証部	058-276-6924	岐阜市藪田南 5-14-53 県民ふれあい会館 12 階
	高山支店	33-5014	天満町 4-70 A・LUX2 ビル 1 階
日本政策 金融公庫	岐阜支店	058-263-2136	岐阜市吉野町 6-31 岐阜スカイウィング 37 西棟 2 階
(株) まちづくり飛驒高山		57-8765	天満町 5-1 飛驒地域地場産業振興センター 3 階
よろず支援拠点 高山サテライト相談窓口		32-8680	天満町 5-1 飛驒地域地場産業振興センター 1 階